

北中学校 大津波浸水想定

①津波到達時間（1cm）：30分

②基準水位：6.6m

③避難場所：北中学校 3・4階

（3階フロアライン：7.3m）

（4階フロアライン：10.6m）

（参考時間のため、津波がより早く来る可能性に留意する。）

津波時の避難確保計画

釧路市立北中学校

2023年（令和5年）1月

—目次—

1. 計画の目的・報告等	1
2. 計画の適用範囲	1
3. 防災体制	2, 3
4. 情報収集及び伝達	4
5. 避難誘導	5, 6
6. 避難の確保を図るための施設の整備	7
7. 防災教育及び訓練の実施	7

【添付資料】

- 施設利用者緊急連絡先一覧表
- 緊急連絡網
- 外部機関等への緊急連絡先一覧表
- 対応別避難誘導方法一覧表
- 防災体制一覧表

1. 計画の目的・報告等

- この計画は、津波防災地域づくりに関する法律第71条の第1項に基づき作成するものであり、本施設の利用者の津波時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
- また、作成した避難確保計画に基づき、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、児童生徒や教職員等に対して、津波に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じて計画を見直していくものとする。
- 計画を作成又は必要に応じて見直しや修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を釧路市長へ報告する。

2. 計画の適用範囲

- この計画は、本施設に通学、勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の現況】

建物の構造	□木造 ■非木造	階数	4階建て	使用階	1～4階
	■非木造				
児童生徒	昼間	225名 (青空教室：3名)	夜間	0名	0名
教職員等		33名			
				休日	

※児童生徒数、教職員等は、令和4年5月1日現在。

- 計画の見直し
避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

3. 防災体制

- 防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

① 津波到達時間が短い場合

警戒レベル	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制 の確立	・ 緊急地震速報	津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
	・ 北海道・三陸沖後発地震注意情報	備蓄・避難体制の確認	避難誘導要員
警戒体制 の確立	・ 津波注意報の発表	津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者・家族等への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
非常体制 の確立	以下のいずれかに該当する場合 ・ 避難指示の発令 ・ 津波警報、津波特別警報（大津波警報）の発表 ・ 危険の前兆を確認	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

※判断時期は、津波の場合では、避難情報は必ずしも発令されない場合があるので、地震の大きさ等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

② 津波到達時間が長い場合（遠地での地震）

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制 の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急地震速報 ・ 津波注意報発表 ・ 遠地地震に関する情報 	津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制 の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波警報の発表 	津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者・家族等への事前連絡	情報収集伝達要員
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等避難の発令 	要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制 の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難指示の発令 ・ 津波警報の発表（標高の低い地域の場合） ・ 津波特別警報（大津波警報）の発表 ・ 危険の前兆を確認 	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

※判断時期は、津波の場合では、避難情報は必ずしも発令されない場合があるので、地震の大きさ等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

4. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
地震情報、津波情報、 北海道・三陸沖後発地震 注意情報	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、北海道防災メールなど
避難情報（高齢者等避難、避難指示、避難所開設など）	テレビ、ラジオ（FMくしろ 76.1MHz）、釧路市ホームページ、釧路市防災メール、釧路市 Web ハザードマップ、LINE など

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、天候、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

- 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、地震情報、津波情報等を施設内関係者間で共有する。

5. 避難誘導

(1) 避難場所

- 避難場所については下表のとおりとする。
- 自施設は市の津波一時避難場所に指定されているため、屋内安全確保（垂直避難）を行う。

【避難場所】

	名称	避難場所	移動手段
※津波警報 3m	本校 <input checked="" type="checkbox"/> 【指定緊急避難場所】	校内	徒歩

※津波警報については、自施設は浸水区域外であるが、津波一時避難所に指定されているため、浸水区域からの避難者が避難する場所であることに留意する。

	名称	避難場所	移動手段
大津波警報	本校 <input checked="" type="checkbox"/> 【指定緊急避難場所】	3・4階	徒歩・階段

(2) 避難経路

- 避難場所までの避難経路については、「別紙1 施設内部の避難経路図」のとおりとする。
- 避難場所については避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

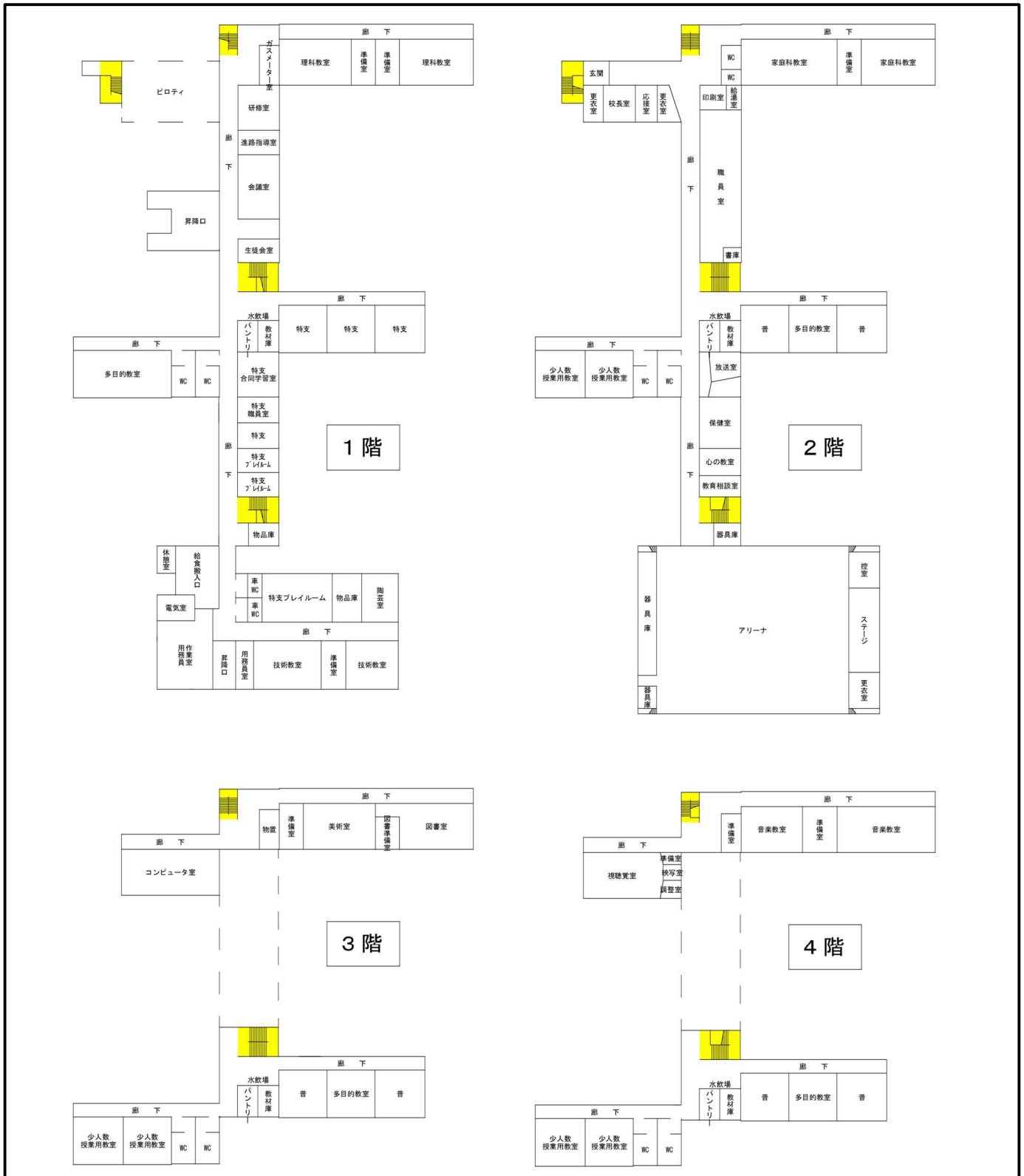
(3) 緊急時の対応

- 登校前・下校後、登下校中、在校中の対応については、別途「危機管理マニュアル」に記載のとおりとする。

【別紙1 施設内部の避難経路図】

大津波警報時の避難は階段を利用し、3階及び4階へ避難する。

【避難経路図】



6. 避難の確保を図るための施設の整備

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

【避難確保資器材等一覧】 ※■保管されている備蓄品

活動の区分	備蓄品
情報収集・伝達	■テレビ、■ラジオ（FMくしろ 76.1MHz）、■タブレット、 ■ファックス、■携帯電話、■懐中電灯、■電池、□携帯電話用バッテリー
避難誘導	■名簿（生徒、教職員等）、■案内旗、■タブレット、■携帯電話、 ■懐中電灯、■携帯用拡声器、■電池式照明器具、■電池、 □携帯電話バッテリー、□ライフジャケット、□蛍光塗料
施設備蓄・ 非常持ち出し品	■水（1人あたり500ml 500ml×24本12箱） ■食糧（カロリーメイト1ケース60箱、防災用クラッカー1箱35パック2缶入り、アルファ米炊きセット1箱50食入り） ■災害救助用毛布 ■防寒具（防寒シート） ■ブルーシート ■段ボールベッド
	□おむつ・おしりふき ■体温計、■マスク、■消毒液、■ハンドソープ、■使い捨て手袋、 ■ビニールエプロン、■嘔吐処理具、■ウェットティッシュ、■ゴミ袋、 ■タオル、■常備薬、■包帯・絆創膏、■トイレ処理セット ■フェイスシールド
その他	□

7. 防災教育及び訓練の実施

- 毎年5月に教職員を対象に研修を実施する。
- 毎年5・9・2月に全校児童・教職員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- 訓練を実施した後、釧路市へ訓練実績報告書を提出する。
- その他、次年度の教育及び訓練計画を2月に作成する。